

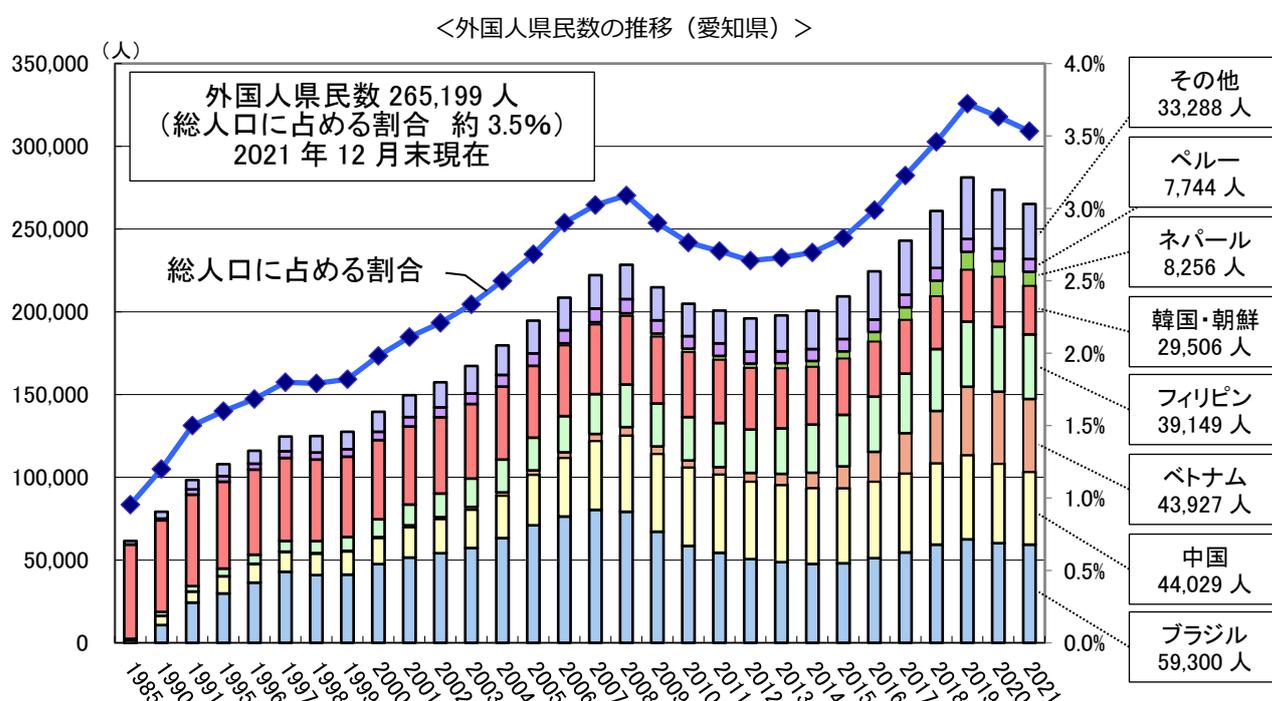
Ⅱ プラン改訂の背景

1 外国人県民数の推移

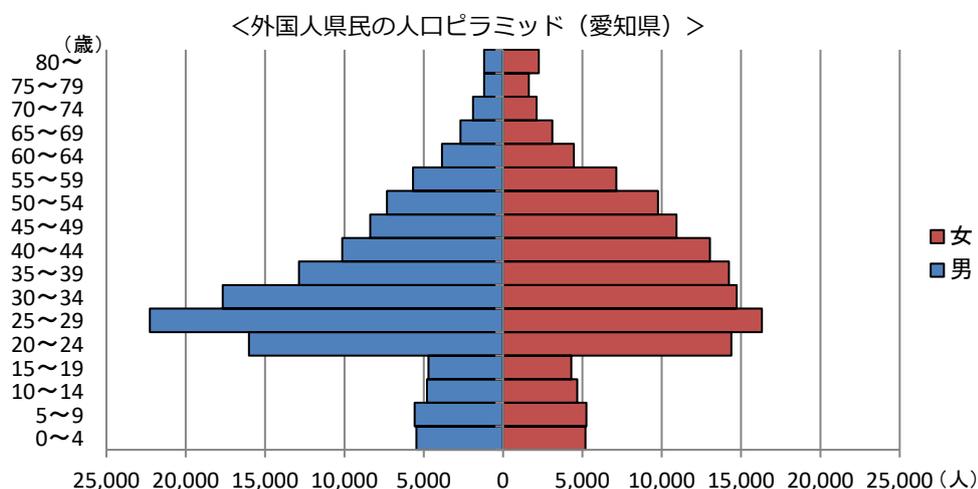
愛知県の外国人県民数は、2008年までブラジル人を中心に右肩上がりに増え、その後の景気後退等により減少したものの、2013年からは再び増加に転じました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020年以降、減少傾向にあるものの、2021年12月末現在の外国人県民数は、東京都に次いで全国で2番目に多い265,199人で、県の総人口に占める割合は約3.5%となっています。

国籍別では、ブラジルが59,300人と最も多く、日本に在住するブラジル人の約30%が本県に居住しています。また、近年では、ベトナム、フィリピン、ネパール等、アジア圏の割合が増加しています。

年齢別では、20～40代の年齢が多くなっています。



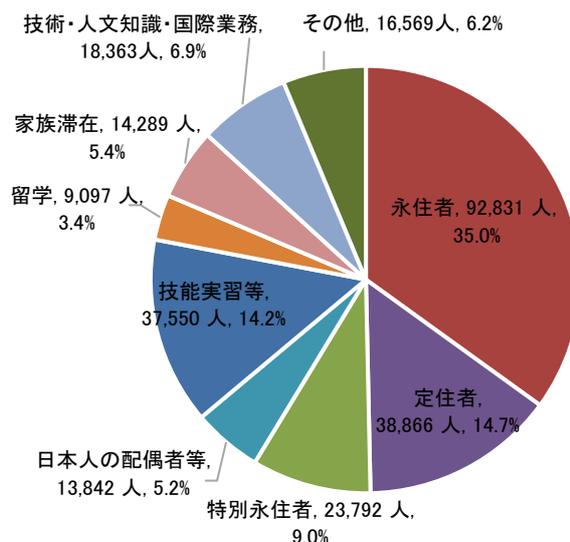
出典：法務省「在留外国人統計」各年12月末現在、愛知県「あいちの人口」各年1月1日現在



出典：法務省「在留外国人統計」2021年12月末現在

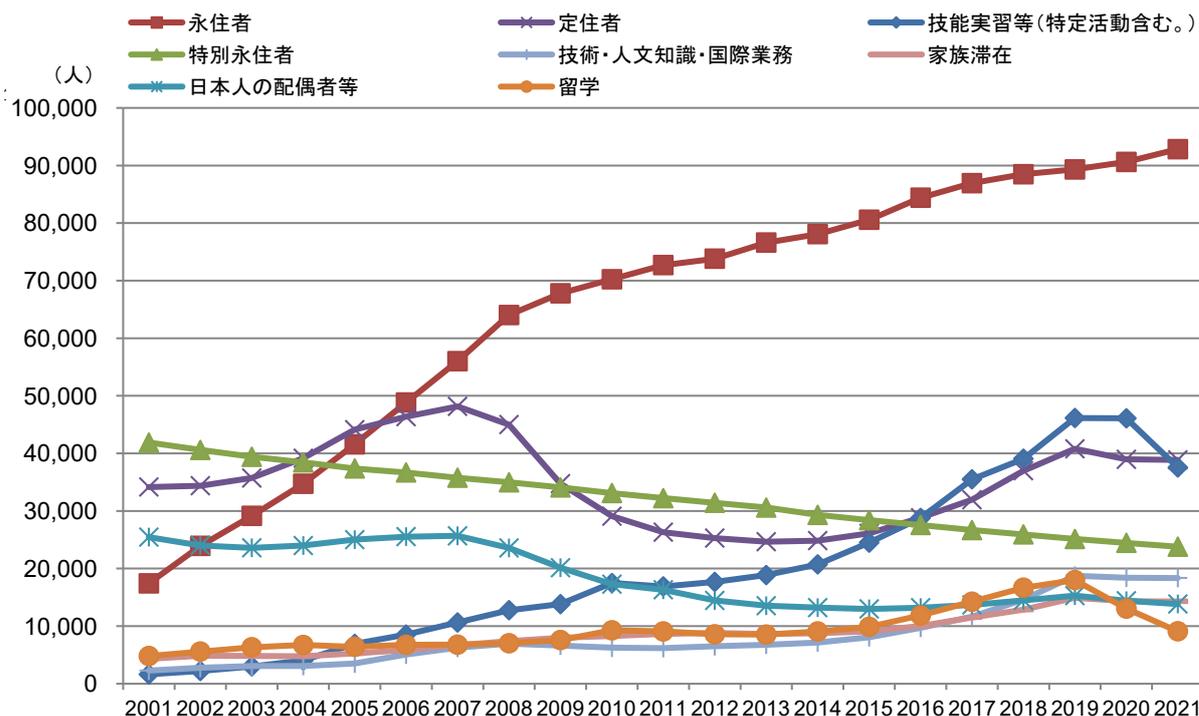
在留資格別では、最も多いのが「永住者」(92,831人)で、増加の一途を辿っています。次いで多いのが「定住者」(38,866人)で、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」を含めた、就労制限のない「身分に基づく在留資格」が全体の6割(約16万9千人)を占めており、長期にわたり就労・居住する外国人県民が多い状況にあります。

＜主な在留資格別外国人県民数の割合（愛知県）＞



出典：法務省「在留外国人統計」2021年12月末現在

＜主な在留資格別外国人県民数の推移（愛知県）＞



出典：法務省「在留外国人統計」各年12月末現在

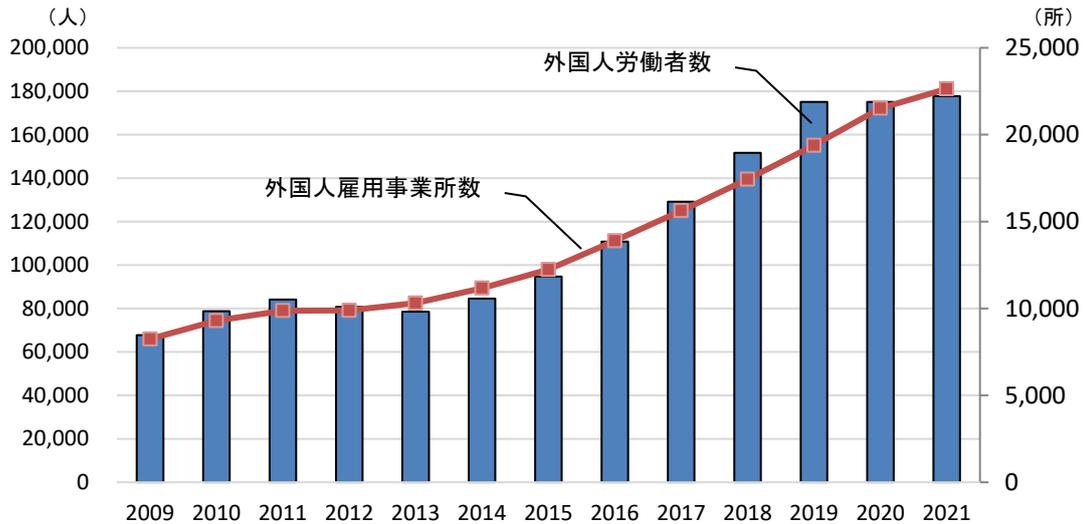
2 外国人労働者数の推移

2021年10月末現在の県内の外国人労働者数は177,769人で、雇用する事業所も22,639ヶ所と、いずれも東京都に次いで全国で2番目に多くなっています。

在留資格別では、「永住者」が全体の27.3%を占め、次いで「技能実習」20.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」16.0%、「定住者」14.5%と続いています。

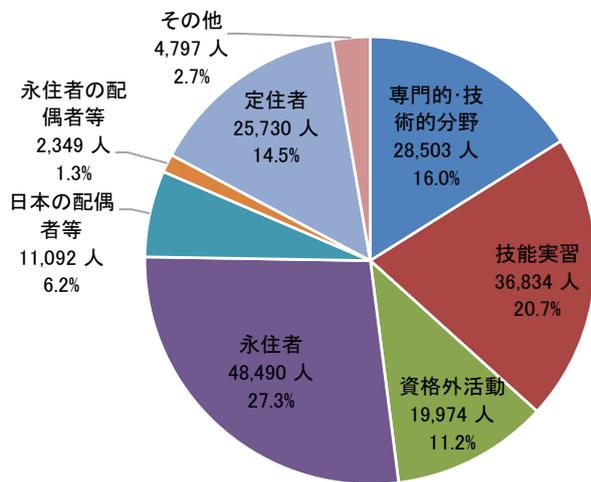
産業別では、製造業が全体の42.4%を占め、次いで、卸・小売業9.8%、宿泊業・飲食サービス業8.1%、建設業5.8%と続いています。

＜外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移（愛知県）＞

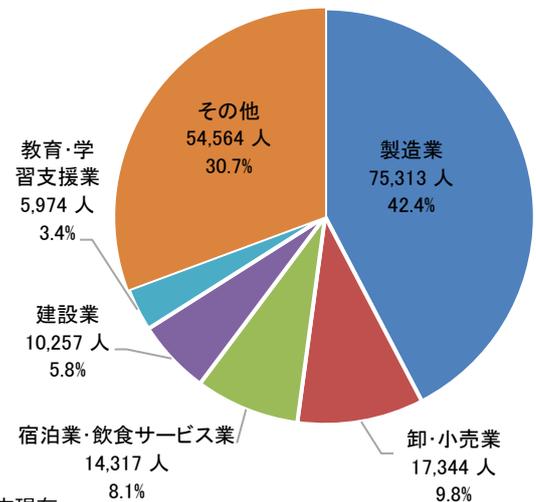


出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 各年 10月末現在

＜在留資格別外国人労働者数（愛知県）＞



＜産業分類別外国人労働者数（愛知県）＞



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 2021年10月末現在

専門的・技術的分野：就労目的で在留が認められるもの。経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当。
資格外活動：本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの。留学生のアルバイト等が該当。

3 入国管理制度等の改正

「技能実習制度」は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が度々行われており、2010年7月には、在留資格「技能実習」が創設されるとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行されました。また、2017年11月には、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設ける等の制度改正が施行されました。

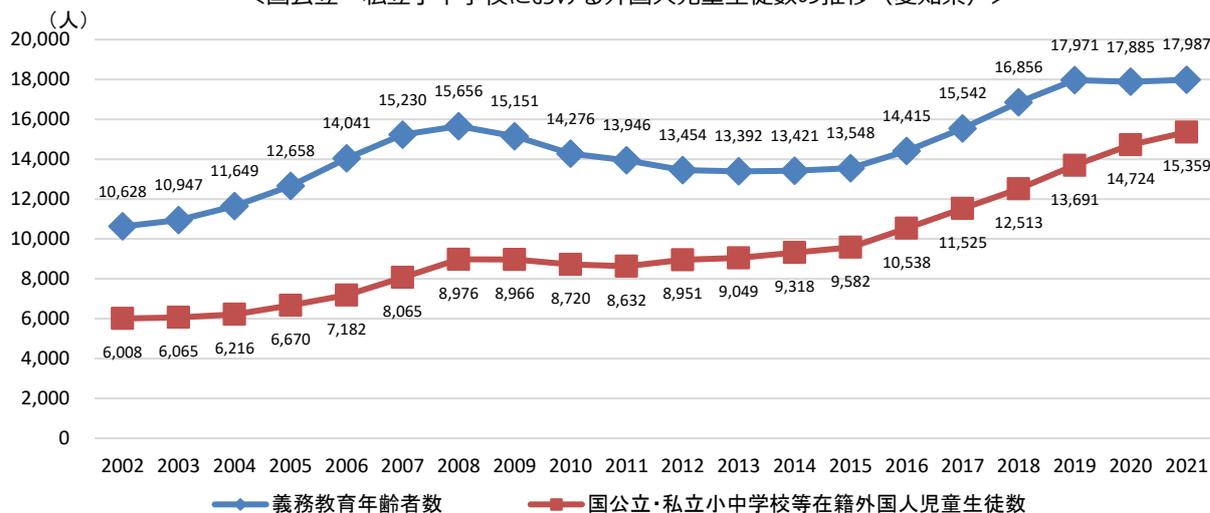
2019年4月の改正入管法の施行により、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、在留資格「特定技能」が創設されました。

4 外国人児童生徒の状況

県内の国公立・私立小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、2011年から増加傾向にあり、2021年5月1日現在で15,359人と、過去最高となっています。義務教育年齢者数と国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数の乖離は、2007年の7,165人がピークとなっており、2021年では2,628人に減少しています。

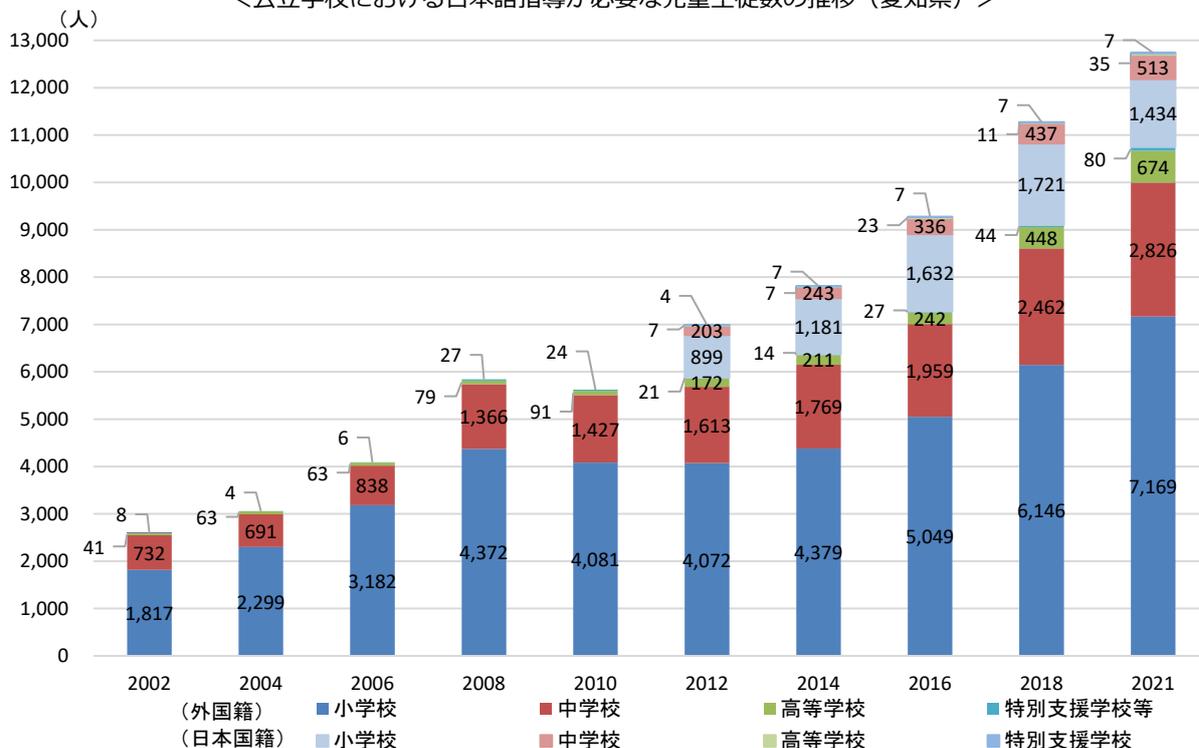
また、日本語指導が必要な児童生徒数は、外国籍・日本国籍合わせて2021年5月1日現在で全国第1位の12,738人となっており、そのうち、ポルトガル語を母語とする児童生徒が全体の約38.7%を占めています。

＜国公立・私立小中学校における外国人児童生徒数の推移（愛知県）＞



出典：義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」各年12月末現在による6～14歳の人数（一部推計値）
 国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」各年5月1日現在

＜公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（愛知県）＞



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」各年5月1日現在
 特別支援学校等：義務教育学校含む。

5 デジタル化の進展

第4次産業革命の進展により、AI、IoT、ロボット等の先端技術が経済活動を始め、健康、医療、公共サービス等、幅広い分野において活用され、新たな製品やサービスを生み出し、産業構造や人々の働き方、ライフスタイルを大きく変えていくことが見込まれます。

特に、概ね1人が1台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリや、受付窓口等での外国人とのコミュニケーションをサポートする、AIを活用したタブレット端末による多言語通訳等、新たなサービスの普及が進展しつつあります。

6 新型コロナウイルス等の感染症や気象災害の激甚化等の新たなリスク

2019年12月に確認された新型コロナウイルスは、世界全体で感染が拡大し、多くの人々の命を奪うとともに、都市封鎖や出入国制限等の感染拡大防止の取組により、人々の日常生活や経済活動に厳しい制限をもたらし、世界の経済、社会に深刻な影響を与える等、多くの人々に感染症のリスクを強く認識させました。

また、本県に甚大な被害をもたらすおそれがある南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされており、発生の切迫性が高まっています。加えて、気候変動の影響による豪雨の頻発化や台風の大型化、海面上昇等に伴い風水害が激甚化していくことが懸念されています。

7 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた動き

2015年9月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択されました。

国の「SDGs実施指針」では、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の1つとしています。愛知県は、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定されており、「愛知県SDGs未来都市計画」において、外国人の活躍促進として、新たな在留資格「特定技能」の創設に伴う外国人材の適正・円滑な受入れの促進や、増加する留学生や定住外国人の雇用を促進するための取組を進めることとされています。

8 国の動向

国においては、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（2006年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（2010年8月31日日系定住外国人施策推進会議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（2011年3月31日日系定住外国人施策推進会議決定）等が策定されました。

「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月に「外国

人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することが盛り込まれました。さらに、「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が2022年6月に改訂され、生活オリエンテーションや外国人の子どものキャリア形成支援の取組が新たに盛り込まれ、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も策定されました。

また、日本語教育に関する施策としては、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が2019年6月に成立しました。基本理念として、「外国人等に対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保」「日本語教育の水準の維持向上」「関連施策等との有機的な連携」「日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識」「幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性」等が示されています。同法第11条において、地方自治体においても、国の基本方針を参酌した基本方針を策定することが努力規定とされ、2020年6月に、国の基本方針が策定されました。

また、ウクライナ避難民や、アフガニスタンやミャンマーへの帰国が困難な人への1年間の特定活動を国が認めてきています。今後、難民または難民に準じる人が増え、自治体でも日本語講習や生活オリエンテーション等の対応が必要となる可能性があります。

【参考】 これまでのあいち多文化共生推進プラン

- あいち多文化共生推進プラン【第1次プラン】(2008年3月策定)
＜計画期間＞2008年4月～2013年3月
- あいち多文化共生推進プラン2013-2017【第2次プラン】(2013年3月策定)
＜計画期間＞2013年4月～2018年3月
- あいち多文化共生推進プラン2022【第3次プラン】(2018年3月策定)
＜計画期間＞2018年4月～2022年3月